岐阜県建設工事共通仕様書の改定概要

岐阜県発注工事の統一的運用を図るために定めている建設工事共通仕様書の改定を行 うものである。

施工管理基準、写真管理基準(案)、工事関係書類様式及び施工管理関係書類様式は今回の改定なし。

建設工事共通仕様書

第1編 共通編

第1章 総則

1-1-21 監督員による確認及び立会等

・ 第6項「段階確認、施工状況立会い」の表 1-3「段階確認一覧表」の下の注釈に「2 基準高は、表示した測量標(仮BM)の標高を確認し実施すること。」を追加

1-1-41 工事測量

- ・ 第1項「一般事項」の「監督員への提出・提示は不要とする」を「監督員の提出は 不要とする」に修正
- ・ 第4項「工事用測量標の取扱い」に「受注者は、測量標(仮BM)の標高をその設置箇所付近に表示し、その状況と測量結果等について監督員の確認を受けなければならない。なお、標高の表示は、工事関係者が容易に確認可能で、工事や一般交通等の支障とならないように、適切に行わなければならない。」を追加